

時間外労働
休日労働
に関する協定届

労働保険番号	1	3	1	0	1	2	8	6	9	1	4	0	0	0	
	都道府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号			被一括事業場番号				
法人番号			9	0	1	0	0	0	1	0	6	7	1	3	7

事業の種類	事業の名称			事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
人材派遣業（技術派遣社員用）	株式会社サプル			〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 1-12-15 電話番号：03-6261-3811				令和6年4月1日から 令和7年3月31日		
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
					1日		1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、②については320時間まで）	
					法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
① 下記②に該当しない労働者	納期ひっ迫・急激な受注等	派遣技術社員 (ソフトウェア設計) (機械設計・電気設計)	100名	8時間	3時間		45時間		360時間	
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時間	
	納期ひっ迫・急激な受注		派遣技術社員 (ソフトウェア設計) (機械設計・電気設計)	100名	土曜日・日曜日・祝日		月4日以内		始業及び終業時刻は、就業条件に準ずる	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>										
(チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

令和6年3月1日

職名 従業員
氏名 鎌田 奈緒子



協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表とする者であること

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和6年3月 4 日

中央 労働基準監督署長 殿

使用者

株式会社サプル
代表取締役 柳澤 弘一



時間外労働

に関する協定届（特別条項）

休日労働

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)				法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)		
取引先からの急激な受注により、納期がひっ迫した時納期の集中により、納期がひっ迫した時	派遣技術社員 (ソフトウェア設計) (機械設計・電気設計)	100名	12時間		6回	60時間	25%	630時間		25%	
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労使の協議を経て合意を得る										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、派遣元と派遣先での時短対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											



協定の成立年月日

令和6年3月1日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 従業員

氏名 鎌田 奈緒子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

(従業員全員の投票により選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表とする者であること

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、

挙手等の方法による選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和6年3月 4 日

使用者 株式会社サプル

中央 労働基準監督署長 殿

代表取締役 柳澤 弘一

